



難易度  
C

けんぽ上級者!

問題

特定健診を受診するときの  
持ち物として正しいものはどちら?

- A 受診券とマイナ保険証
- B 受診券とおくすり手帳

「これは裏面へ」

健康保険に関するタイムリーな話題をお届け!

職場内で  
回覧して  
ください!

## ご家族さまも1年に1度は 健康診断を!(特定健診)

特定健診とは、生活習慣病の予防を目的とした健診です。年度内におひとり様につき1回、健診費用の一部を協会けんぽが補助しているお得な健診となっております。ご家族さまにも健診を受診していただけるよう、従業員さまにお声かけをお願いいたします。

対象者

**40歳~74歳の被扶養者** (ご家族)

自己負担額

**0円~1,243円** (協会けんぽが  
最大10,550円負担)  
※岡山県内で受診の場合



### ● 受診方法

**1 受診券(セット券)を準備**

**2 健診機関を予約**

※お住まいの市町村が実施する「がん検診」を同時に受診ができる機関もあります。

岡山支部の  
健診機関一覧

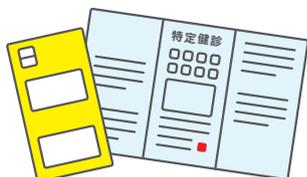
**3 健診を受診**

ご注意ください!

健康保険証を使用できるのは**令和7年12月1日**までです。

健診受診時には、受診券(セット券)と**資格が確認できるもの**が必要です。

受診券(セット券)



マイナ保険証



資格確認書



どちらか  
OR



# 第三者行為による傷病届等について

交通事故や暴力行為などの第三者行為によりケガをした場合の治療費は、本来、相手方(加害者)が負担することが原則です。健康保険を使用して治療を受けた場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。



※工作中・通勤途中にケガをした場合は、労災保険の対象となるため、健康保険は使用できません。労災保険については、労働基準監督署へご相談ください。  
※加害者との示談は慎重に！また、示談をする際は必ず協会けんぽへご連絡ください。

## なぜ届出が必要？

健康保険を使用した場合は、相手方(加害者)が支払うべき治療費等を、協会けんぽが一時的に立て替えて支払います。協会けんぽが後日、相手方(加害者)に対して立て替えた治療費等を請求するために、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

第三者行為による傷病届等について詳しくはこちら



申請書様式・添付書類についてはこちら



# はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術は健康保険が使えるの？

はり・きゅう、あん摩・マッサージについて、以下の要件をすべて満たす場合のみ「療養費」としてご申請いただけます。**健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担**となりますので、ご注意ください！



## はり・きゅうの場合

- ① 対象となる傷病であること  
神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症
- ② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること  
医師による適当な治療手段がない場合(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)に限ります。

※医療機関等との併用での施術は認められません。



## あん摩・マッサージの場合

- ① 対象となる傷病であること  
筋麻痺・関節拘縮等であって医療上マッサージを必要とする症例
- ② 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。



療養費支給申請書の内容をよく確認し、委任欄は必ず自分で記入しましょう。

詳しくはこちら



【クイズ けんぽ de Q】こたえ：① 受診券とマイナ保険証

解説：健康診断(特定健診)を受けるときには、協会けんぽに加入していることを証明する必要があります。これまでは健康保険証がその役割を担っていましたが、12月2日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

全国健康保険協会 岡山支部  
協会けんぽ

☎086-803-5780 (代表)  
【受付時間】8:30~17:15(土・日・祝・年末年始を除く)

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

協会けんぽ 岡山

タイムリーな情報をお届け♪

スマホやパソコンで気軽に楽しんでいただける健康情報を月2回配信！健康に関するコラムやお役立ち情報をお届け！

LINE

メルマガ

